

平成25年度全国労働衛生週間

本週間10月1日～7日（準備期間 9 / 1～30）

平成25年度スローガン

「健康管理 進める 広げる 職場から」

岐阜労働局長メッセージ

～ 全国労働衛生週間を迎えるにあたって ～

今年で64回目を迎える「全国労働衛生週間」が10月1日から実施されます。

昭和25年の第1回実施以来、労働者の健康管理や職場環境の改善などの労働衛生に関する国民の意識を高めるとともに、職場における自主的な労働衛生管理活動を通じ労働者の健康確保等を目的として、大きな役割を果たしています。毎年10月1日から10月7日までが本週間であり、その実効を上げるため、9月1日から9月30日までが準備期間となっており、県内事業場においてもそれぞれの職場でさまざまな取り組みを展開することとしています。

本年度のスローガンは、「健康管理 進める 広げる 職場から」です。

業務上疾病による被災者は長期的には減少してきたものの、印刷業での胆管がんの発生が問題となるなど、職場における化学物質による健康リスクに対する適切な管理を改めて徹底する必要があります。併せて、メンタルヘルス等の心の健康確保対策や過重労働による健康障害の防止対策なども引き続き重要な課題となっています。

また、県内事業場の健康診断の結果をみると、脳・心臓疾患につながる高脂血症等に関する項目の有所見率は依然として高くなっており、事業場における健康診断を確実に実施するとともに、健康診断後の事後措置の徹底や保健指導等の充実が必要です。

これらを踏まえ、労働者自身のほか、職場のトップ、管理監督者、産業保健スタッフが一体となって健康管理を進め、労働者の心とからだの健康が確保された職場の実現を目指すことが重要です。

皆様の職場におかれましても本週間を契機に、更なる労働衛生意識の高揚と自主的な労働衛生管理活動の一層の促進が図られることを期待します。

平成25年8月

岐阜労働局長

佐々木 秀一

全国労働衛生週間に実施する事項（抜粋）

本週間（10 / 1～7）に実施する事項

- ア 事業者又は総括安全衛生管理者による職場巡視
- イ 労働衛生旗の掲揚及びスローガン等の掲示
- ウ 労働衛生に関する優良職場、功績者等の表彰
- エ 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施
- オ 労働衛生に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示、その他労働衛生の意識高揚のための行事等の実施

準備期間（9 / 1～30）に実施する事項

下記の事項について、日常の労働衛生活動の総点検を行い、労働衛生水準の向上を図る。

- ア 健康管理の推進
- イ 労働者の心の健康の保持増進のための指針等に基づくメンタルヘルス対策の推進
- ウ 過重労働による健康障害防止のための総合対策の推進
- エ 労働衛生管理体制の確立と労働安全衛生マネジメントシステムの確立を始めとした労働衛生管理活動の活性化
- オ 作業環境管理の推進
- カ 作業管理の推進
- キ 労働衛生教育の推進
- ク 職場における受動喫煙防止対策の推進
- ケ 粉じん障害防止対策の徹底
- コ 職場における腰痛予防対策指針による腰痛の予防対策の推進
- サ 熱中症予防対策の徹底
- シ 電離放射線障害防止対策の徹底
- ス 騒音障害防止のためのガイドラインに基づく騒音障害防止対策の徹底
- セ 振動障害総合対策要綱に基づく振動障害防止対策の徹底
- ソ VDT作業における労働衛生管理のためのガイドラインによるVDT作業における労働衛生管理対策の推進
- タ 化学物質の管理の推進
- チ 石綿障害予防対策の徹底
- ツ 酸素欠乏症等の防止対策の推進
- テ 心とからだの健康づくりの継続的かつ計画的な実施のための体制の整備・充実
- ト 快適職場指針に基づく快適な職場環境の形成の推進
- ナ 職場におけるウイルス性肝炎に関する理解と取組の促進
- ニ 職場におけるHIV / エイズに関する理解と取組の促進
- ヌ 東日本大震災に伴う復旧工事における労働衛生対策の推進

詳しくは、厚生労働省ホームページ(<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000013398.html>)をご覧ください。

－ 職場の健康診断実施強化月間（9月1日～30日） －